

分別の対象となるもの

プラスチック製容器包装

このマークが目印です



分別説明会の様子(上原自治会)

石橋地区のごみ分別説明会の開催について

平成25年4月1日から始まる新たなプラスチック製容器包装の分別説明会を9月下旬から自治会単位で開催しました。

説明会に参加できなかった方や、自治会に加入されていない方等を対象に下記の日程で説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

日時・場所

◆12月1日(土)
石橋公民館

①午前9時30分～10時30分
②午前11時～正午
③午後1時30分～2時30分

◆12月2日(日)

きらら館 研修室
①午前9時30分～10時30分
②午前11時～正午
③午後1時30分～2時30分

※いずれも同じ説明内容ですので、都合の良い日時を選んでご参加ください。

ステーションへのごみの出し方のお願い!

庭で草むしりした草をごみ出しするとき

草は、根に土がついていてと少量でも重量がかさんでしまいます。

ごみ減量化のため、草は乾燥させ水分を飛ばし、根についている土をよく落とし、燃えるごみ(生ごみ)の日に袋に入れて出してください。

有害ごみの出し方!注意!

有害ごみはさらに分別が必要で、分け方・出し方は、行政カレンダーをご確認のうえ、一つの袋に混入しないようお願いいたします。

また、スプレー缶は必ず使いきって穴を開けてから出してください。

ルール違反のごみは収集しません

- 分別されていないごみ
- 袋などの種類が違っているごみ
- 出す日が違っていているごみ
- 収集終了後に出されたごみ(朝8時までに出してください)

野焼きは法律で禁止されています!

住宅の庭先を含む野外で

のごみ野焼き(野焼き)は違法行為です。一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役若しくは1000万円(法人は3億円)以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。また、例外とされた場合でも周辺環境への悪影響が認められるときには、直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。

ごみは焼却せず、きちんと分別してごみステーションに出してください。

※例外となる場合

- ・ 廃棄物処理法の基準に適合した焼却炉で焼却する場合
- ・ どんと焼きなど社会の慣習上やむを得ないもの
- ・ 農業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であった軽微なものなど

不用品リサイクル情報

市では、リサイクル社会の構築とごみ減量化のため、不用品リサイクルの情報を提供しています。

あなたの「譲ります」「譲ってください」情報をお受けしていますので、希望される方は環境課までご連絡ください。

〈譲ります〉

- ・ こたつ(74×74)・ジャンゲルジム(紙製)・ブリタニカ英語教材学習机・布おむつ一式(赤ちゃん工房)・おんぶだっこ紐・カーペット・ソファ
- 〈譲ってください〉
- ・ 高校の教科書、参考書・歩行者(ベビー用)・ベビーベッド・南河内第二中女子制服(夏用)、ジャージ上下・ジュニアシート・自転車(補助輪付幼児・女子用、女子用14インチ以下、男子用16インチ以下)・子供用スーツ一式(120センチ、女子用)・薬師寺小体操服(冬用、140)、体育館シューズ(22センチ)・シルバニアファミリー・マザーガーデン(おままごと)・幼児用鉄棒、トランポリン・新幹線のグッズ・ブーツ(女児用16センチ前後、男児用19センチ前後)・愛泉幼稚園制服、体操服(女児用) 第2薬師寺幼稚園制服、体操着(女児用)・幼児用おむつ(1またはLサイズ)

※市ホームページにてリサイクル情報の確認や登録ができますので、ご利用ください。